

「羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (資源物の持ち去り禁止) 違反」事件について

1. 趣 旨

平成28年6月20日付けで、羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(資源物の持ち去り禁止)違反で書類送検されていた大垣市在住の金属回収業の男性の事件で、岐阜区検察庁から「平成28年12月27日、岐阜簡易裁判所に起訴(略式命令請求)。」「平成29年1月18日、同裁判所において罰金10万円に処する略式命令。」、「平成29年2月6日、岐阜区検察庁より罰金10万円が確定。」の通知がありました。

2. 経 緯

平成26年6月に市内のごみ集積場所から資源物の持ち去りを確認したため、口頭注意をしました。しかしながら、同年7月から11月にかけて持ち去り行為を繰り返していたため、悪質であると判断し、同年12月1日に「資源物収集・運搬禁止命令書」を交付しました。

しかし、禁止命令の措置を行ったにもかかわらず、平成28年3月18日に下中町城屋敷地内で持ち去り行為を確認したため、岐阜羽島警察署に通報し、警察官による現場立会いと事情聴取が行われ、その後の捜査により6月20日付けで書類送検となりました。

(概 略)

平成28年	3月18日	岐阜羽島警察署に通報
平成28年	6月20日	岐阜羽島警察署が岐阜区検察庁に書類送検
平成28年	12月27日	岐阜区検察庁が岐阜簡易裁判所に起訴 (略式命令請求)
平成29年	1月18日	岐阜簡易裁判所より略式命令(罰金10万円)
平成29年	2月6日	略式命令(罰金10万円)確定の通知